

ご利用ください！

住宅用太陽光発電システム及び薪ストーブ等設置補助金

住宅用太陽光発電システム及び薪ストーブ等を設置される方に対して補助金を交付します。

◆補助金申請の受付期間

平成29年4月17日

～12月26日

※ただし、予算の範囲内での受付とします。

◆補助金を受けられる人

自ら居住する（これから居住する）住宅に太陽光発電システム及び薪ストーブ等を設置する方。

町税等の滞納（世帯全員を含みます）のない方。

◆補助金を受けられる設備

【共通事項】

- ①補助金の交付を受けようとする方が発注する事業者が鳥取県内の業者であること。
- ②設置工事を行う事業者が鳥取県内の業者であること。
- ③未使用品であること。

【住宅用太陽光発電システム】

最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が10kW未満の太陽光発電であって、次の要件も満たすもの。

- ①パンプレット、仕様書等で日本工業規格、IEC等の国際規格に適合していることが確認できるもの。

【薪ストーブ等】

- ①町内に存する自らが所有する建物への設置であるもの。
- ②薪、ペレットなどの木質燃料を利用し、発生した熱を利用するもの（他の熱源と一体となったものも含みます）。
- ③薪ストーブにあつては、効率的な二次燃焼システムにより排煙を減少させる構造であるもの。

◆補助金額

【住宅用太陽光発電システム】

太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力1kW当たり3万円。（上限12万円）

【薪ストーブ等】

設置経費からその他収入を控除した額の3分の1。（上限18万円）

◆その他

申請書等ホームページに掲載しています。

<http://www.daisen.jp>

◆申請窓口・問い合わせ先

企画情報課

☎0859・54・5202

事業主のみなさまへ

労働保険の「年度更新」手続きを お願いします

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。今年の年度更新では、平成28年度の確定保険料および平成29年度の概算保険料並びに石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告・納付手続きが必要となりますので、6月1日～7月10日までの間に手続きをお願いします。

申告書は集合受付会場、鳥取労働局、最寄の労働基準監督署、金融機関・郵便局等で受け付けします。

また、電子証明書を取得して電子申請・電子納付をご利用いただくと、待ち時間を気にせず手続きできます。

※労働保険事務を労働保険事務組合に委託している事業主は、事務組合を通じての申告・納付となります。

◆問い合わせ先

鳥取労働局労働保険徴収室
☎0857・29・1702



米子食品会館

6月19日	(月)	10時～16時
6月22日	(木)	10時～16時45分
6月27日	(火)	10時～16時
7月3日	(月)	10時～16時
7月10日	(月)	10時～16時

境港商工会議所

6月23日 (金) 9時30分～16時

日野町山村開発センター

6月29日 (木) 11時～15時